

第 6 回阿蘇市議会会議録

1. 令和 2 年 11 月 27 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 令和 2 年 11 月 27 日 午前 10 時 00 分 開会
3. 令和 2 年 11 月 27 日 午前 10 時 44 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	監査委員事務局長	山本繁樹
政策防災課長	加藤勇二郎	ほけん課長	古閑茂雄
観光課長	秦美保子	住環境課長	藤田浩司
税務課長	市原修二	市民課長	森永智保
まちづくり課長	荒木仁		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	市原多喜男
--------	------	---------	-------

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について（議長）
- 日程第4 諸般の報告について（市長）
- 日程第5 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（湯浅正司君） 議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

それでは、令和2年第6回阿蘇市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年末を控え多忙な折にもかかわりませず、第6回定例会の本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。本定例会に提出されました諸議案につきましては、後ほど市長から説明がありますが、議員各位におかれましては、慎重に審査をしていただき、適正にして妥当な議決をいただきますように御協力をお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症については、いまだ終息していないため、今定例会においてもマスク着用や消毒の徹底など万全を期しての会議とさせていただきますので、議員各位におかれましては、御理解と御協力を併せてお願い申し上げます。

それでは、早速会議に入りたいと思います。

ただ今の出席議員は20名であります。したがって定足数に達しておりますので、令和2年第6回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきまして、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程に入ります前に、市長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。
市長。

○市長（佐藤義興君） 改めましておはようございます。

令和2年第6回阿蘇市議会定例会開会前に時間をいただき報告をさせていただきます。

9月定例会においても触れさせていただきましたが、市職員による不適正な会計処理、公

金管理及び事務処理の遅延が発覚、この不祥事により市民の皆様をはじめとする多くの関係者の方へ、多大なる御迷惑をおかけし、市政並びに行政、教育行政に対する信頼を損ない、心から深くおわびを申し上げます。

本件に関しましては、阿蘇市懲戒処分の指針に基づき厳正かつ慎重に審査を行い、先月 10 月 30 日付で総務部係長を懲戒処分の停職 5 か月とし、また管理監督責任として教育部課長を懲戒処分の戒告、教育部審査審議員 2 名それぞれを訓告処分、嚴重注意処分、課長補佐 1 名を訓告処分としましたことを報告させていただきます。

市政の信頼回復は容易ではありませんが、今回の不祥事を職員一人一人が厳粛に受け止め、二度と繰り返さぬよう職員の綱紀粛正を徹底するとともに、さらに業務に精励し、行政の信頼回復に全職員一丸となって取り組んでまいります。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の説明を終わります。

この件につきましては、本日の全員協議会で改めて説明予定となっております。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、2 番議員、佐藤菊男君、3 番議員、児玉正孝君の両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

今期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、御報告いたします。

議会運営委員会を 11 月 20 日午前 10 時から開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をいたしましたので、その結果について報告します。

まず会期につきましては、今定例会の付議事件が専決処分の報告 3 件、専決処分の承認 1 件、条例の一部改正 9 件、各会計補正予算 5 件、公の施設の指定管理者の指定 1 件、その他 3 件並びに請願 1 件の合計 23 件であることから、会期を本日 11 月 27 日から 12 月 14 日までの 18 日間といたしました。

会期日程につきましては、議員各位に配付してあるとおりでございます。御了承願います。

次に、本定例会における議案等の審議の方法であります。専決処分の報告 3 件、専決処分の承認 1 件、条例の一部改正 1 件を除く議案 18 件につきましては、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。議案等の審議につきましては、ただ今申したように会期中の日程に従って、各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑

は御遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取扱いについて報告します。まず、一般質問の通告期限であります、12月1日の午後5時までといたしましたので、時間厳守で通告書の提出をお願いします。なお、各議員に申し上げますが、質問の要旨については、指定された時間を有効活用するためにも、わかりやすく、具体的に記載していただくこと、また、通告内容以外の質疑とならないよう気をつけていただきますよう併せてお願いいたします。

また、執行部におかれましては、質問内容に対する確かな答弁に努められますようお願いいたします。なお、質問時間ではありますが、答弁も含め45分といたしておりますので、議員各位の御理解をお願いいたします。

次に、本定例会における新型コロナウイルス感染症対策についてであります、これまでどおり会期中はマスク着用とし、発言の際もマスク着用のままで行うとともに、定期的な換気や消毒の徹底を行うこととしました。また、傍聴につきましても自粛要請を行いましたので、各議員の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本日議会終了後は全員協議会を開くことといたしておりますので、御出席のほどよろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について（議長）

○議長（湯浅正司君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

皆様のお手元に報告書をお配りしておりますので、主なものについて御報告させていただきます。

まず、監査委員より令和2年8月分から10月分までの例月出納検査報告書及び令和元年度阿蘇市公民館活動事業に関する監査の結果報告書が提出されております。報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、御自由に閲覧を願いたいと思います。

次に、議長会等の開催状況について御報告いたします。

初めに、阿蘇市町村議長会関係であります。10月5日、阿蘇地域振興局会議室において総会が開催され、また10月26日には県知事並びに県議会議長に対し、道路整備をはじめとする要望活動を行いました。また、11月5日は研修として立野ダムや阿蘇大橋の現地視察が行われました。

次に、熊本県市議会議長会関係であります、10月15日に第274回熊本県市議会議長会が熊本市で開催され、令和3年度予算案、各市提出議案等について協議承認されました。ま

た、11月10日には、第169回全国市議会議長会建設運輸委員会が東京で開催され、委員として出席をいたしました。詳細については後で御覧いただきたいと思います。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4 諸般の報告について（市長）

○議長（湯浅正司君） 日程第4、市長の諸般の報告を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） 10月21日、本市で初めての感染者が市内医療機関で確認され、10月23日、県内の医療機関として、初のクラスター（集団感染）となりました。

当該医療機関は、これまで感染者29名が発症され、阿蘇市以外の住所地の方を含め、県の公表基準によりすべて阿蘇市と発表されています。

発生当初、当該医療機関は、感染状況などをホームページ上で、いち早く情報発信され、現在は、国から派遣された対策チーム、県のDMAT、阿蘇保健所等とともに、感染拡大の封じ込めに全力で取り組まれています。

市でも医療機関と連携し、状況把握と対応を行い、感染拡大防止の徹底として、マスク着用、こまめな手洗い、うがい、手指等の消毒などの周知に努めています。一日も早い終息を願うものであります。

10月3日開通した北側復旧ルート及び国道57号現道では、9月27日「二重峠トンネルウォーキング」、「ASO二重峠トンネルライド」の開通イベントを開催、天候に恵まれ、阿蘇市内外から多くの皆様に参加され、特別な景色や阿蘇らしさを体験していただき、阿蘇市の復興を広くPRすることができました。

また、開通日、市内3か所で「感謝祭」を実施し、市民各位が共に喜び合い、今後の地域活性化に向けての機運の盛り上がりを感じました。

開通以降は、県内外から多くの方々が本市を訪れ、開通前に比べ、観光施設等の入込客は、顕著な増加が見られ、阿蘇地域の経済浮揚につながっています。

特に、「北側復旧ルート」は、自動車専用道路であり、移動時間の短縮、安全で円滑な通行、効率的な人と物流交流の活発な現象により、当該路線を活用した戦略的な地域振興が図られるものと期待しています。

それでは、令和2年第6回阿蘇市議会定例会開会に当たり、9月定例会以降の諸般の報告をします。

まず、総務部関係について報告します。

【総務課】

令和3年4月の職員採用で、10月、課題であった障がい者対象試験を実施、1名を内定し、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.6%を達成する見込みです。

なお、確保が難しい保健師、土木職の専門技術職は、来年1月に、再度、試験を実施します。

また、今般、国の機関である人事院は、国家公務員給与等の改善を勧告し、これに準じ、

市の職員等の期末手当を年 4.5 月分から 4.45 月分へ減額する条例改正案を提案しています。

県南地域を襲った令和 2 年 7 月豪雨の復旧支援は、人吉市をはじめ被災地域災害支援として、市職員を 7 月 7 日から継続的に派遣、本日まで 33 班 65 名を派遣、9 月以降は生活再建支援窓口業務に従事しています。

情報管理については、業務で使用するパソコンの Office ソフトのサポート期限終了に伴い、全てのソフトウェアを更新、新たなセキュリティー上の脅威を排除し、引き続き万全な対策を進めていきます。

【政策防災課】

市議会からも意見書採択を頂きました阿蘇警察署移転に伴う一の宮地区の交番設置は、住民の皆様にとって警察施設が存在することの安心感、また、犯罪、防犯など、その抑止力は何事にも代え難く、一日も早く、安心して暮らせる体制づくりが第一であり、市と警察が一緒になり、複数警察官配置の駐在所設置を進めることとし、改めて、11 月 18 日に、県警本部長へ「施設整備に伴う積極的な協力について」の要望書提出を市議会議長と一緒にいたしました。

本市の最上位計画「第 2 次阿蘇市総合計画後期基本計画」策定は、10 月 13 日に審議会を立ち上げ、議会をはじめ各分野から、18 名の方々に委嘱状を交付、総合戦略、新市建設計画及び各種計画の策定に着手しました。

本計画は、令和 3 年 9 月策定に向け、引き続き「人がつながり創りだす新しい阿蘇 ONLY ONE の世界へ」を阿蘇市のチャレンジワードとし、本市の魅力を最大限に発揮できる計画となるよう取り組みます。

10 月 1 日を基準日とした「令和 2 年 国勢調査」は、市民の皆様の御協力で、トラブルもなく、調査票回収が完了し、今後、県、国の審査を経て、令和 3 年秋頃に公表予定であり、調査結果の分析等を踏まえ、各種施策に活用することとします。

今年で 15 回目の市政報告会は、9 月 29 日から 11 月 19 日にかけて市内 11 か所で開催、女性のための市政報告会を 11 月 24 日に行い、市の財政状況をはじめ、新型コロナウイルス感染症の対応、教育委員会や阿蘇医療センターの取組などを報告、また、今年も、阿蘇医療センター甲斐院長が全会場に参加し、医療センターの現況、新型コロナウイルス感染症に関し、詳細な説明をいただき、659 名の市民の皆様の参加をいただきました。

各地域の貴重な意見、御指摘等は、今後の市政運営に生かしてまいります。

今年度の阿蘇火山防災訓練は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、規模を縮小し、11 月 17 日、市消防団、阿蘇広域消防本部、阿蘇警察署等の協力のもと、噴火警戒レベルの引き上げ、阿蘇中岳第一火口の噴火を想定し、避難誘導訓練、負傷者救出搬送訓練を実施しました。

次に、市民部関係について報告します。

【福祉課】

阿蘇市子育て支援センターの移転事業は、旧乙姫小学校校舎の改修及び駐車場を含む外構工事に着手、早期完成に向けて取り組んでいます。

また、旧坂梨小学校への坂梨保育園移転は、地元区長会をはじめ、保護者役員会、関係者の御理解を得ることができ、今後早期に取り組んでまいります。

次に、経済部関係について報告します。

【農政課】

一昨日、市議会議員各位には、大蘇ダムの完工式に出席していただくことになっていましたが、唐突にも、ダム内の水浸透量が想定以上に大きく上回ることが判明し、疑義が生じております。

当市としては、急遽、完工式を欠席する方針を出しました。

大変御迷惑、御心配をお掛けしております。

詳細については、後ほどの全員協議会で報告をさせていただきます。

さて、注視していた本年県産米の作況指数は、9月上旬の台風、日照不足、大量発生したトビイロウンカ被害の拡大で、九州農政局の発表は、これまで「平年並」（99）としていた作況指数を「不良」（89）とし、当阿蘇地域も深刻な状況となっており、農業経営の悪化が心配されます。

集落営農組織の法人化に向けた取組は、これまで六つの農業法人が設立され、作業の効率化、省力化で、米、麦、大豆などを中心とした土地利用型の農業経営改善につながっています。

本年度は、四つの法人設立が予定されており、将来を見据えた先進的な地域農業経営が行われることを期待しています。

献穀事業は、これまで献穀者御夫妻をはじめ、地域や関係機関の御協力で、春の清祇い祭（きよはらいさい）・播種祭（はしゅさい）に始まり、お田植祭（おたうえさい）、抜穂祭（ぬきほさい）、奉告祭（ほうこくさい）と全ての神事を滞りなく執り行うことができ、無事10月23日に宮内庁へ米・粟を献上いたしました。

ただ、新型コロナウイルス感染症の影響で、宮内庁に、関係者一同、直接お届けすることができなく、郵送であったことが非常に残念でありました。

献穀事業を機に、今後、関係機関と連携し、阿蘇の農産物を県内外に強くPRできるよう取り組んでいきます。

【観光課】

北側復旧ルート、国道57号現道の開通、また8月のJR豊肥本線の全線開通を受け、10月の阿蘇山上駐車場利用数は前年同月比120%と、コロナ禍において、驚くべき数値となっています。

宿泊施設、観光施設は、国の経済対策「Go Toトラベルキャンペーン」や、中岳火口見学再開の効果も加わり、土、日の観光客は地震前の入込客数に迫っていく勢いである反面、宿泊は、主として国内個人客で、宿泊客の現状は、依然として厳しい状況にあります。

こうした課題を踏まえ、冬期の阿蘇リバイバルキャンペーンを積極的に展開し、新しい旅のスタイル「ワーケーション事業」を国、県、民間と連携し、コロナ禍においても阿蘇の魅力を実感、堪能できる仕組みを構築していきます。

頻発する火山ガス規制の対策として、阿蘇火山防災会議協議会で協議が進められていた「阿蘇中岳火口見学の改善」は、火口全形を見学できる新エリアの計画が安全担保を前提に認められました。

新エリアは、新たな観光資源として期待されるものであり、来年度の実現に向け、取り組んでまいります。

【まちづくり課】

阿蘇市内に宿泊された方に、市内施設で使える1,000円分の商品券を配布し、消費行動を促す「阿蘇市ウェルカム商品券事業」を実施しました。

本事業は、国が補助するG o T oトラベル事業のうち、旅行先の登録店舗で使用できる地域共通クーポン事業が実施されるまでのつなぎの事業として、7月31日から10月4日まで宿泊者約5万7,000人に配布し、多様な店舗で利用いただきました。

商品券の換金額は5,477万5,000円となり、地域経済へ大きな波及効果を与えました。

また、飲食店等にパーティション、空気清浄機の導入など新型コロナウイルス感染予防の取組を支援する「飲食店等コロナ感染症予防対策事業」は、商工会を窓口し、11月16日から1月29日までの間、事業者からの申請書受付を行っております。

各店舗において、感染リスクを抑制する適切な感染予防対策を講じることが、観光客誘致の最低限の受入れ体制整備になるものです。

次に、土木部関係について報告します。

【建設課】

中九州横断道路の「滝室坂道路(トンネル)」は、11月1日現在、避難坑72%、本坑38%の掘削進捗率であり、「竹田阿蘇道路」は、現地調査、測量が進んでおり、本年度中に地元へ説明が行われる予定です。

また、11月8日、滝室坂トンネル現地視察に来られた太田元国土交通大臣に中九州横断道路整備促進の要望を行い、後日、国土交通省及び財務省、県選出国会議員へ更なる事業の整備促進と予算確保に関する要望活動を実施しました。

令和2年度発生した公共土木施設の災害復旧事業では、被害総数30件(河川20件、道路10件)の災害査定が完了し、現在、早期発注に向け作業を進めています。

【住環境課】

「建設型応急仮設住宅」は、今年10月に最後の世帯が退去されました。

今後は「黒川団地」を除く3団地は、県による解体撤去が進められます。

「災害公営住宅」は、次回の抽選会から入居可能な住戸について「一般募集」を実施し、「空き住戸」解消に努めます。

次に教育部関係について報告します。

【教育課】

市内の小中学校では、2学期に延期した運動会、体育大会を、内容縮小し、午前中のみで開催とし、保護者や地域の協力で無事に終えることができました。

今般、阿蘇市内で発生したクラスターの関連で学校関係者に新型コロナウイルスのPCR

検査が必要となる方（濃厚接触者）が確認され、当該校は、感染拡大防止及び関係者の不安感払拭などに取り組み、11月4日から6日まで、臨時休校としました。

また、早急にPCR検査が必要な濃厚接触者以外の学校関係者について、PCR検査希望者の検査を実施し、市費負担で292名が受検し、全員陰性の結果を受け、11月9日から学校を再開しました。

学校では、児童一人一人に寄り添い、感染拡大防止と児童の心のケアを中心に、不当な扱いや嫌がらせが起きないように細心の注意を払い、安心して学校生活を送れるよう学校全体で取り組んでいます。

修学旅行は、これまでに行き先や日程を変更し、4校が実施、今後4校が実施予定となっています。（11月11日現在）

阿蘇市民駅伝大会は中止を決定していますが、令和3年1月10日の成人式は、感染症拡大防止対策を講じながらの開催を予定しています。

また、11月20日、国の文化審議会から文部科学大臣に対し、既に国の重要文化的景観に指定されている阿蘇北外輪山の範囲を拡大する旨の答申がなされ、本年度中に認められる見通しとなりました。

今後も地元の協力のもと阿蘇地域一体となり、世界文化遺産国内「暫定リスト」入りを目指し、取組を強化してまいります。

次に、病院事業について報告します。

【阿蘇医療センター】

感染症指定医療機関として、引き続き、新型コロナウイルス感染症熊本県調整本部並びに阿蘇保健所の要請で、市内医療機関クラスター発生に係る陽性患者の受入れや疑似症患者のPCR検査（行政検査）を行い、院内感染を出さないよう職員一丸となって懸命に取り組んでいます。

また、冬季のインフルエンザ流行時期に備え、救急外来前に設置しました「発熱外来患者専用の検査室」は、検査準備が整い、まず新型コロナウイルス感染拡大防止として、11月4日、該当校児童及び教職員のPCR検査を滞りなく実施することができました。

さらに、この発熱外来施設は、検査時の負担軽減、判定時間短縮を図るため、インフルエンザと同時に検査できる「新型コロナウイルス抗原迅速診断キット」を導入、流行期の患者増加に備えています。

なお、病院経営は、入院制限で入院収益減、外来受診を控えた受診者減と、引き続き厳しい営業収益ですが、国からの入院病床確保補助金等の交付補填が予定されています。

大変御心配をお掛けしていますが、阿蘇地域中核病院として、医療崩壊を防ぐため、細心の注意を払い、一生懸命、病院経営に取り組んでまいります。

以上、12月定例会開会に当たっての諸般の報告とします。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の諸般の報告を終わります。

日程第 5 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第 5、市長より今期定例会に提出される議案の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、引き続きまして、令和 2 年第 6 回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 11 号「専決処分の報告について」

本件は、令和 2 年 7 月 6 日、阿蘇市的石において発生した物損事故について、同年 10 月 6 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 12 号「専決処分の報告について」

本件は、令和 2 年 7 月 8 日、阿蘇市一の宮町手野において発生した物損事故について、同年 10 月 6 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 13 号「専決処分の報告について」

本件は、令和 2 年 9 月 30 日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した公用車の物損事故について、同年 11 月 11 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

承認第 10 号「専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 7 号補正であります。

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳出では、新型コロナウイルス感染症の PCR 等検査手数料を追加しております。

予備費を充用しておりますので、歳入歳出予算総額に変更はありません。

議案第 74 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」

本件は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に準じた給与等の改定を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 75 号「阿蘇市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正について」

議案第 76 号「阿蘇市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び阿蘇市公共下水道事業都市計画決定区域外の区域からの受益者分担に関する条例の一部改正について」

議案第 77 号「阿蘇市介護保険条例及び阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

本件は、租税特別措置法等の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 78 号「阿蘇市税特別措置条例の一部改正について」

議案第 79 号「阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について」

本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条

の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 80 号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 81 号「阿蘇市行政不服審査手続等条例の一部改正について」

本件は、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 82 号「阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について」

本件は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 83 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 8 号補正であります。

歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び地方特例交付金、臨時財政対策債等を追加しております。

歳出では、新型コロナウイルス感染症対応に係る事業及び赤水駅環境整備事業、農山漁村地域整備交付金事業（阿蘇中部 3 期地区）等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 3 億 2,098 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 236 億 7,192 万 7,000 円としました。

議案第 84 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 4 号補正であります。

歳入では、繰入金を追加し、歳出では、国民健康保険事業費納付金の財源を変更し、予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,405 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 35 億 6,027 万 8,000 円としました。

議案第 85 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

歳入では、国庫支出金及び繰入金を、歳出では、総務費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 741 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 36 億 8,897 万 4,000 円としました。

議案第 86 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

歳入では、繰入金及び諸収入を、歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 43 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 4 億 6,722 万 4,000 円としました。

議案第 87 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

収益的収入で、入院収益及び外来収益を減額しております。

新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ流行期対策関係として、収益的収入では、対策関連補助金を、収益的支出では、対策経費を追加しております。この補正の結果、収益的収入及び支出予算額を 26 億 7,497 万 7,000 円としました。

また、資本的収入では、対策関連補助金を、資本的支出では、医療機器等備品購入費を追加しております。この補正の結果、資本的収入予算額を 3 億 7,175 万 4,000 円、資本的支出予算総額を 4 億 7,395 万 8,000 円としました。

なお、過年度分損益勘定留保資金で補填する額については、変更ありません。

議案第 88 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市神楽苑）」

本件は、公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例第 5 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 89 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 90 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 91 号「和解及び損害賠償の額の決定について」

本件は、相手方と和解し、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案 22 件(条例 9 件、予算 6 件、報告 3 件、その他 4 件)を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

この後、11 時から執行部の要請により全員協議会を開催いたします。今回も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本会議場にて全員協議会を行いますので、お集まりをお願いいたします。

どうもお疲れさまでした。

午前 10 時 44 分 散会